

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成27年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりであったので、同条第12項の規定により公表する。

平成27年12月16日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 山形市監査委員 | 中 | 村 | 一 | 明 |
| 同 | 吉 | 田 | 義 | 尚 |
| 同 | 須 | 貝 | 太 | 郎 |
| 同 | 遠 | 藤 | 吉 | 久 |

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等の監査結果についての措置状況（通知）

平成27年10月26日付けで通知のあった財政援助団体等の監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

| 課 等 名 | 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|-------|--|--|
| 健 康 課 | <p>(指摘事項)</p> <p>ア 消防設備等の点検業務において、法定で定める期間ごとに点検が行われておらず、かつ、委託料を支払っていた。(株式会社ジョインセレモニー)</p> <p>イ 基本協定どおりに行われていないものがあつた。</p> <p>(ア) 指定管理業務に係る経費等の収支を明確にするため専用の管理口座を設けているが、経費の支出を概算で行っており、支出額が明確になっていない。(株式会社ジョインセレモニー)</p> <p>(イ) 1件130万円以上の管理物件の修繕を行っていた。(株式会社ジョインセレモニー)</p> <p>(意見)</p> <p>ア 基本協定に基づき、指定管理業務を適切に執行されたい。(株式会社ジョインセレモニー)</p> <p>イ 基本協定に基づき、指定管理業務が適切に執行されるよう指導されたい。(市民生活部健康課)</p> | <p>(指摘事項)</p> <p>ア 点検が法令どおりに行われるよう指導いたしました。</p> <p>イ</p> <p>(ア) 指定管理業務に係る経費等については、基本協定に基づき、専用の管理口座からの支出額が明確になるよう指導いたしました。</p> <p>(イ) 基本協定に基づき、管理物件の修繕を行うよう指導いたしました。</p> <p>(意見)</p> <p>ア、イ 基本協定に基づき、指定管理業務を適切に執行するよう指導してまいります。</p> |